

(仮称) 子ども家庭計画の策定に向けた取組について

子ども家庭分野の計画については、大きく分けて、子ども・子育て支援法に基づく法定計画である「子ども・子育て支援事業計画」と、保健福祉施策全体を網羅した分野別計画である「保健福祉計画」があります。

このたび、法令等に基づく計画を中心に、保健福祉の各分野別の体系ごとに統合・再編を行い、これらの計画をまとめた総称「保健福祉計画」（別紙1参照）を策定することとなりましたので、以下のとおり取り組むこととします。

1 現行計画の課題

- 「子ども・子育て支援事業計画」では、国の基本指針*による必須記載事項は、上位計画である総合計画等との整合を図りつつ計画化し、任意記載事項とされている事業を含む子ども・子育て施策全般は、「保健福祉計画」で明らかにすることとしていた。そのため、子ども家庭分野における施策の目指すべき方向性や取組内容の全容が把握し難くなっていた。
- 同様に、保健福祉分野における各計画においても、急速に進む少子高齢化等により、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において扱う領域が拡大し、かつ計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっていた。

*基本指針：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

2 新たに策定する計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

令和3年度に策定した杉並区基本構想において、子ども分野の将来像として掲げた「すべての子どもたちが自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、区の子ども子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す総合的な計画として「(仮称)子ども家庭計画」を策定する。

(2) 包含する法定計画

- ・ 杉並区子ども・子育て支援事業計画
- ・ 杉並区次世代育成支援市町村行動計画
- ・ 杉並区母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画
- ・ 杉並区母子保健計画

3 計画期間

「(仮称)子ども家庭計画」の計画期間は、「子ども・子育て支援事業計画」と合わせ5年間とする。なお、「子ども・子育て支援事業計画」は、令和2～6年度を計画期間とする第2期計画の計画期間中であることから、今回策定する計画は、令和5・6年度の2か年とする。

4 計画の構成

本計画は、基本構想で掲げる将来像の実現を目的とした計画であることから、上位計画である「総合計画」「実行計画」で計画化した施策・事業の体系を基本に整理する。

※詳細は、別紙2「(仮称)杉並区子ども家庭計画(令和5・6年度)の構成(案)」参照

5 「こども基本法」施行後の計画策定の方向性

現在、国において審議が進められている「こども基本法」では、以下の方向性が示されている。

- 令和5年4月に創設される「こども家庭庁」に「こども政策推進会議」が設置され、「こども大綱」の検討・策定が行われる。
- 「こども大綱」は、個別に策定していた「少子化社会対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」の既存の3法律の白書・大綱と一体的に策定される。
- 区市町村は、「こども大綱」を勘案して、こども施策についての計画である「市町村こども計画」を定めるよう努めなければならない。
- 「市町村こども計画」は、既存の法定計画である「子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策計画」その他こども施策に関する事項を定めるものとして一体のものとして作成できる。

➡令和7年度を始期とする次期「子ども家庭計画」については、上記を踏まえ、策定を検討する必要がある。

6 スケジュール（予定）

- 6月 第1回子ども・子育て会議
「(仮称)子ども家庭計画の策定に向けた取組」について説明
- 9月 第2回子ども・子育て会議
「子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(令和3年度分)」と「(仮称)子ども家庭計画(素案)」について、意見聴取
- 10月 「(仮称)子ども家庭計画(案)」を決定
- 11月 第3回子ども・子育て会議
「(仮称)子ども家庭計画(案)」及び関連する「保健福祉計画(案)」について説明
- 12月 区民等意見提出手続き
- 1月 「(仮称)子ども家庭計画」を含む「保健福祉計画」を決定
- 3月 第4回子ども・子育て会議
「(仮称)子ども家庭計画」を含む「保健福祉計画」(確定)を報告